

# お知らせ

## 水道メーターの取り替え

水道メーターの有効期間は、法律(計量法)で8年と定められています。水道局では有効期間が間近になったメーターを順次、新しいものと交換しています。対象の方には事前にはがきでお知らせします。取り替え作業は、水道局が委託する「高崎水道工事業協同組合」の業者が行います(委託業者は水道局発行の身分証明書を所持し、腕章をつけています)。

- ・作業中水道は使用できません。(一般家庭で約30分)
- ・留守の場合でも作業は実施いたします。
- ・作業への立ち会いは必要ありません。
- ・費用負担は一切ありません。



●問い合わせ先・・・水道局料金課給水担当(電話321-1285)

## 「使用水量のお知らせ」掲載広告を募集

水道局では「使用水量のお知らせ」の裏面に掲載する広告を募集します。「使用水量のお知らせ」は、水道給水契約を行っている家庭や事業者約181,000件に、2か月に1度のメーター検針の際に配布するものです。

(イメージ)

裏面



- ・募集件数 1件
  - ・掲載料金 600,000円(消費税含む)
  - ・配布期間 平成22年10月検針分～平成23年9月検針分
  - ・申込方法 申込書、広告デザイン、その他必要書類を添えて、料金課料金担当(市役所1階17番窓口)へお申し込みください。(期限:5月21日(金)午後5時まで)
  - ・その他 募集要領、申込書類は、料金課料金担当で配布。
- 問い合わせ先・・・水道局料金課料金担当(電話321-1212)



## ただいま水漏れ調査中

水道局では、漏水発見器による漏水調査を年間を通して行っています。

調査は水道メーターを確認しながら行うため、調査員が宅地内に立ち入ることになりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。水道局職員または水道局が委託する専門業者が調査を行います。

漏水が発見された場合、メーターより家側の漏水は個人で修繕していただくことになります。修繕は高崎市指定工事店に依頼してください。水道メーターより道路側の漏水は水道局負担となります。

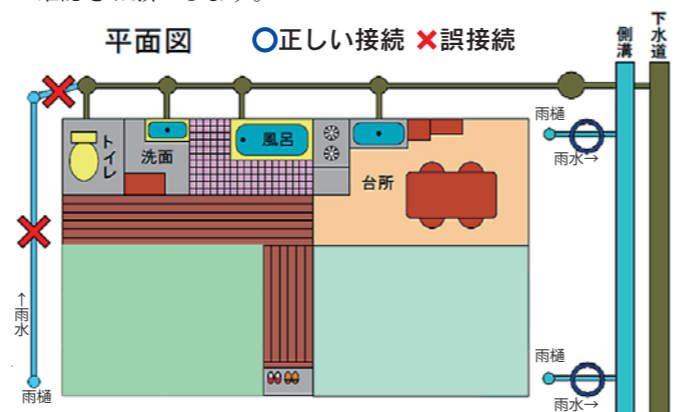
なお、漏水があっても調査員が修繕したり、物品などの販売を行うことは一切ありません。

●問い合わせ先・・・水道局工務課維持管理担当(電話321-1284)

## 雨樋が下水道に間違っつながっていませんか?

高崎市下水道は、高崎駅を中心にした一部のエリアを除き、ほとんどが汚水と雨水を別々に流す分流式下水道です。

分流式下水道の汚水管は家庭の台所やトイレ等からの汚水を下水処理場へ送るためのもので、雨が汚水管へ混入すると下水道に大きな負担がかかってしまいます。そのため、あなたの家の雨樋が誤って下水道につながっていないかどうか、ご確認をお願いします。



●問い合わせ先・・・下水道局維持管理課(電話321-1290)

# 水のめぐみ

Vol.28 2010/5/15



## 水道週間イベントを開催 6月5日(土)は若田浄水場へ

先着800人に鉢花の無料配布  
朝採り野菜の即売会・倉淵町物産展  
子ども向けゲームコーナーなどもりたくさん

### ろ過池の砂のすき取り作業(若田浄水場)

ろ過池は水の汚れをこして、きれいにするところです。ろ過池の底は砂の層になっており、1日4メートルのゆっくりした速度で水を通し、不純物を除きます。<すき取り>はろ過によって砂層に堆積した汚れを掃除する重要な作業です。

編集・発行  
高崎市水道局・下水道局  
高崎市高松町35番地1  
電話 027-321-1282

<http://www.city.takasaki.gunma.jp/soshiki/suidou/index.htm>